

旅館業営業をはじめる方へ

渋谷区保健所
生活衛生課環境衛生係

渋谷区宇田川町1番1号 区役所7階

電話 03-3463-2287

最終改正：令和7年8月

旅館業法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

根拠法令

旅館業法
旅館業法施行令
旅館業法施行規則
渋谷区旅館業法施行条例
渋谷区旅館業法施行細則
渋谷区旅館業法施行細則の施行に関する要綱

旅館業とは

旅館業とは宿泊料を受けて人を宿泊させる営業（社会性をもって継続反復されるもの）をいい、次の3つに分類されます。

- 旅館・ホテル営業：施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
- 簡易宿所営業：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
- 下宿営業：施設を設け、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

また、厚生施設や寮なども宿泊料を受けて宿泊させる行為を継続反復する場合は、宿泊者が社員やその家族であっても旅館業となります。

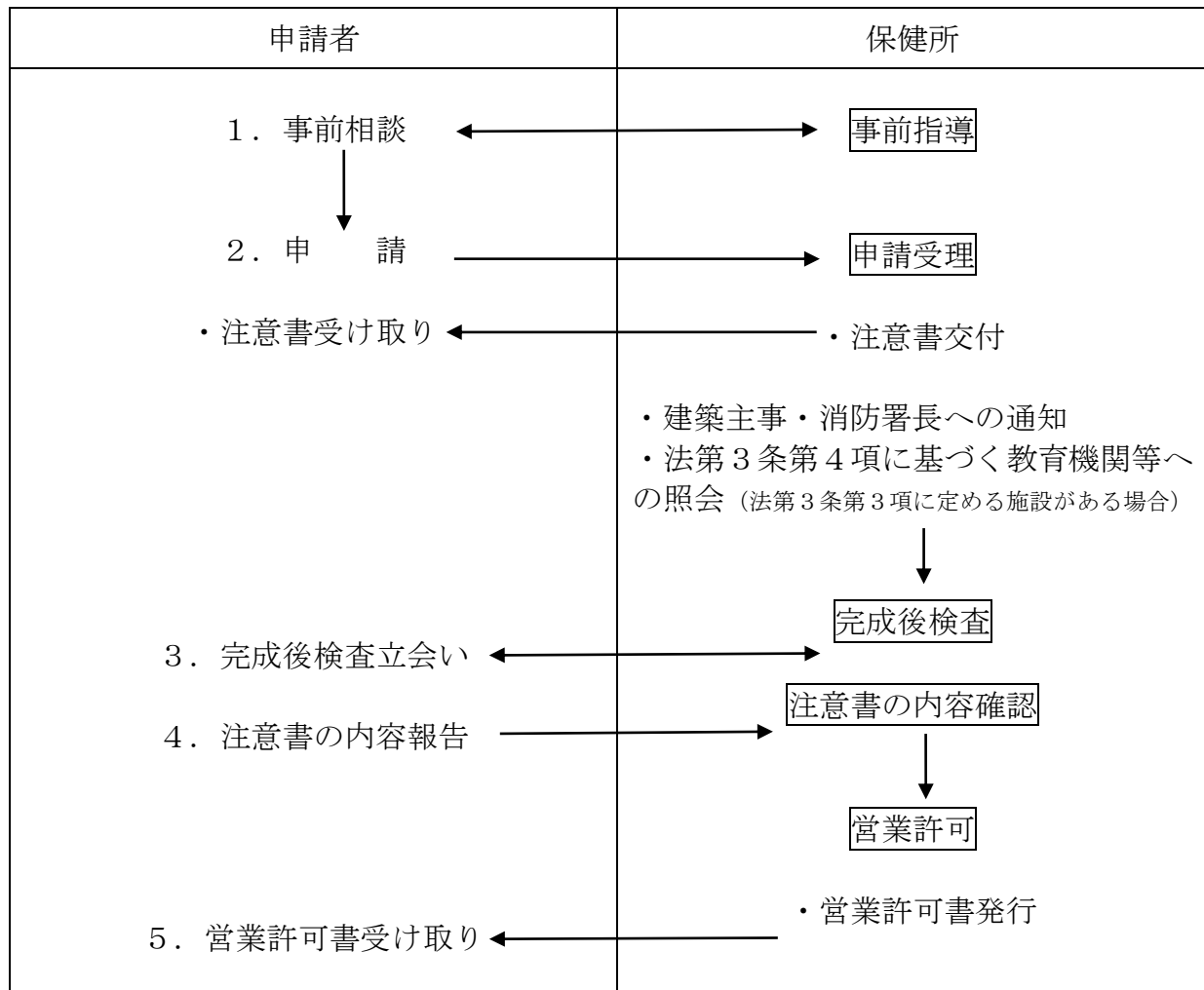
- * 宿泊料：寝具や部屋の使用料とみなされる費用を徴収すること
- * 宿泊：寝具を使用して施設を利用すること

旅館業営業許可申請が必要な場合

1. 新規に営業する場合
2. 経営主体が変わる場合（承継承認を除く）
3. 増改築等により許可施設を大幅に変更する場合（例えば、50㎡をこえる内部改造や模様替え、拡張部分の面積が既存部分の面積を超える増築）
4. 旅館業の種別が変わる場合（例えば、簡易宿所営業⇔旅館・ホテル営業）

旅館業営業許可までの流れ

<フローチャート>



1. 事前相談

申請場所・構造設備について、平面図等を持参の上、ご相談ください。

生活衛生課 環境衛生係（7階 7-1） 03-3463-2287

なお、以下の関係法令について、それぞれの所管でご相談ください。

関係機関

- ☐ 渋谷区ラブホテル建築規制条例
住宅政策課 建築調整主査（11階）
03-3463-2654
- ☐ 用途地域について（都市計画法）
都市計画課 都市計画係（11階）
03-3463-2620
- ☐ 地区計画について
都市計画課 土地利用審査係（11階）
03-3463-2637
- ☐ 建物の建築について（建築基準法）
建築課 審査係（11階）
03-3463-2729
- ☐ 食事の提供について（食品衛生法）
生活衛生課 食品衛生第一係・食品衛生第二係（7階）
03-3463-2253
- ☐ 消防設備の設置等について（消防法令）
渋谷消防署 予防課 渋谷区神南1-8-3
03-3464-0119

2. 申請

必要書類は次ページ参照

申請時に建築基準法や消防用設備等に関する注意書を受け取ります。

建築主事・消防署長への通知及び法第3条第4項に基づく教育機関等への照会

建築主事・消防署長へ旅館業法に基づく申請について通知します。

また、施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設）の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、保健所長から関係機関に照会を行います。

3. 完成後検査

保健所による法第3条第4項に基づく教育機関等への照会・照会回答受理や、建築主事・消防署長へ通知が完了し、施設が完成したら、保健所の職員が、施設基準等について検査します。

4. 注意書の内容確認

他法令への適合を確認するため、建築基準法による指導結果や検査結果通知書（防火対象物使用開始届 消防用設備等設置届）について、保健所に報告してください。

5. 営業許可書受け取り

旅館業許可申請に必要な申請書類等

書類については正副2部提出してください。

- ① 旅館業営業許可申請書
- ② 旅館業構造設備の概要（＊）
- ③ 申請地を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図（＊）
- ④ 建物配置図、各階平面図、正面図及び側面図（4面）（＊）
- ⑤ 客室面積の算定図
- ⑥ 衛生（給排水、給湯）設備（縦系統含む）、空調設備及び照明設備の各系統図（＊）
- ⑦ 客室、浴室（脱衣所を含む）、トイレ、リネン庫、監視カメラ、タブレット等の構造を明らかにした図面
- ⑧ 玄関帳場の構造を明らかにした図面（玄関帳場代替資料（カメラ画像含む））
- ⑨ 客室等にガス設備を設ける場合には、その配管図
- ⑩ 申請者が法人のときは定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書
- ⑪ 申告書（申請者が旅館業法第3条第2項第1号から第8号までに該当しない旨明記したもの、申請者が法人の場合は役員全員の署名捺印が必要）
- ⑫ 旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類（☆）
- ⑬ 許可申請手数料
旅館・ホテル営業 30,600円
簡易宿所営業、下宿営業 16,500円

＊ 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等）の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、②、③、④、⑥を追加で提出する必要があります。

☆ ⑫：渋谷区旅館業法施行細則の施行に関する要綱に定める書類

保健所長が旅館業営業許可を与えない場合

- ・ 構造設備が許可基準に適合しないとき
- ・ 施設の設置場所が公衆衛生上不適当なとき
- ・ 申請者が法第3条第2項各号に該当するとき
 - ① 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

- ④ 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
 - ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
 - ⑦ 法人であって、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
 - ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ・ 施設の設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、施設の設置により、清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき

営業の承継

1. 相続による承継

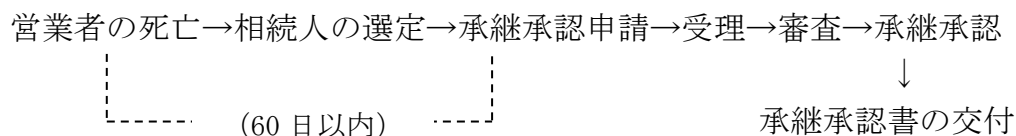
旅館業を営む者が死亡した場合、その相続人が引き続き旅館業を営もうとするときは、被相続人の死亡後60日以内に承認申請し、承認を受けなければなりません。

(1) 必要書類等（正副2部）

- ・ 営業承継承認申請書
- ・ 承継者が旅館業法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書
- ・ 戸籍の全部事項証明書その他、許可名義人と相続人全員の関係が明確に確認できるもの
- ・ 相続人全員の同意書（営業の承継者として選定された相続人以外の相続人全員がそれぞれ自筆で署名捺印したもの）
- ・ 手数料 9,700円

＊ 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等）の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、旅館業許可申請に必要な申請書類等の②、③、④、⑥を追加で提出する必要があります。

(2) 手続方法



2. 法人の合併又は分割による承継

旅館業を営む法人が合併又は分割する場合は、合併又は分割の登記前に承継承認手続きを行い、承認されれば、承継先の法人が営業を承継することができます。

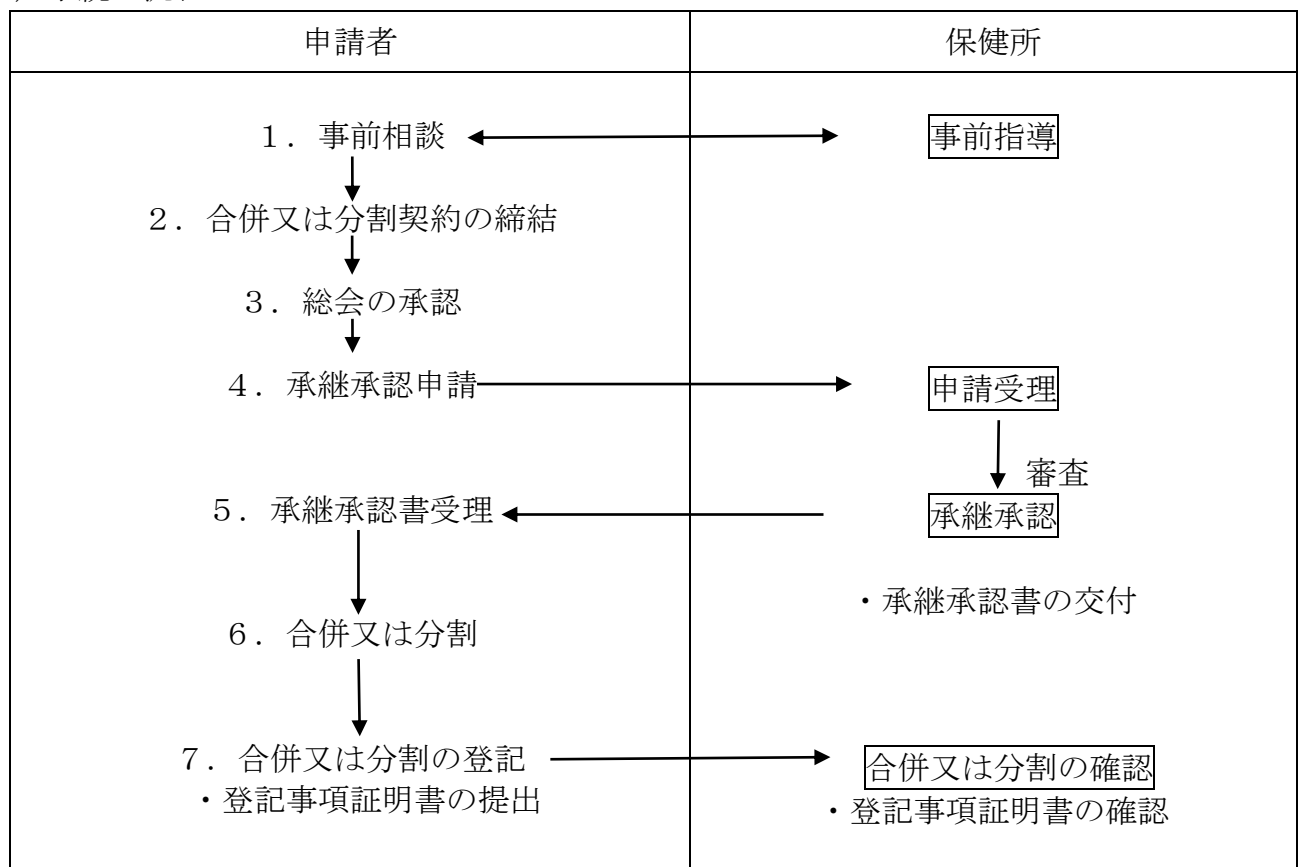
※合併又は分割の登記前に承継承認申請手続きが完了しなかった場合、許可申請が必要になりますのでご注意ください。

(1) 必要書類等（正副2部）

- ・ 営業承継承認申請書
- ・ 合併契約書又は分割計画書の写し（吸収分割の場合には分割契約書の写し）
- ・ 承継先の法人の定款又は寄付行為の写し
- ・ 旅館業法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書
- ・ 登記事項証明書（合併又は分割登記後に提出）
- ・ 手数料 9,700円

- ＊ 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等）の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、旅館業許可申請に必要な申請書類等の②、③、④、⑥を追加で提出する必要があります。

(2) 手続の流れ



3. 譲渡による承継

事業を譲渡する場合は、譲渡前に承継承認手続きを行い、承認されれば、承継先の法人又は個人が営業を承継することができます。

※譲渡前に承継承認申請手続きが完了しなかった場合、許可申請が必要になりますのでご注意ください。

(1) 必要書類等（正副2部）

- ・旅館業営業承継承認書
- ・旅館業法第3条第2項各号に該当しない旨の申告書
- ・譲受人の定款又は寄付行為の写し（譲受人が法人の場合）
- ・登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
- ・旅館業の譲渡を証する書類
- ・手数料 9,700円

＊ 施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設等）の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、旅館業許可申請に必要な申請書類等の②、③、④、⑥を追加で提出する必要があります。

(2) 手続方法

譲渡人と譲受人両名の合意→承認申請→受理→審査→承継承認→承継承認書の交付→事業譲渡

変更届について

次の内容を変更する場合は、変更後速やか（10日以内）に届け出てください。

- ① 施設の名称
- ② 営業者（個人）の住所
- ③ 営業者（個人）の氏名
- ④ 営業者（法人）の名称
- ⑤ 営業者（法人）の事務所所在地
- ⑥ 営業者（法人）の代表者
- ⑦ 管理者氏名
- ⑧ 構造設備（※施設の平面図（内法での寸法や設備の配置がわかるもの）をご用意の上、事前にご相談ください。また、関係機関（建築や消防）にもご相談ください。）
- ⑨ 玄関帳場（※届出前に、変更内容について事前にご相談ください。）

<提出書類> 変更届

<添付書類> ③の場合：戸籍抄本

④⑤の場合：変更内容がわかる登記事項証明書

⑥の場合：変更内容がわかる登記事項証明書及び申告書

⑧⑨の場合：変更前後の内容や図面

※届出済証を希望する場合は、全ての書類を2部ずつ提出してください

停止届について

営業の一部を停止したとき又は営業の全部を停止したときは、速やか（10日以内）に届け出てください

＜提出書類＞ 停止届

廃止届について

営業を廃止したときは、速やか（10日以内）に届け出てください

＜提出書類＞ 廃止届

＜添付書類＞ 営業許可書

旅館・ホテル営業の施設内に玄関帳場を設けない場合の規定について

<確認のポイント>

1. 宿泊者の本人確認
2. 宿泊者名簿の正確な記載（パスポートの確認、コピー）
3. 鍵の適切な受け渡し
4. 宿泊者と宿泊者以外の出入りの状況の確認（常時）
5. 緊急時等における迅速な対応（概ね 10 分程度での駆けつけ）

旅館業法施行令（抜粋）

第 1 条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

旅館業法施行規則（抜粋）

第 4 条の 3 旅館業法施行令第 1 条第 1 項第 2 号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

『「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」について（概要）』（抜粋）

2. 政令の改正内容 令の一部改正

④ 玄関帳場等の基準の緩和

厚生労働省令で定める基準を満たす設備（ビデオカメラによる顔認証による本人確認機能等の ICT 設備を想定）を、玄関帳場等に代替する機能を有する設備として認めることとする。

（参考）旅館業における衛生等管理要領（抜粋）

I 第 2 適用の範囲及び用語の定義

2－（3）「玄関帳場」又は「フロント」とは、旅館又はホテルの玄関に付設された会計帳簿等を記載する等のための設備をいう。

II 第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

（玄関帳場又はフロント）

8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)から(4)までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。

(1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、

囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。

- (2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
- (3) 旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。
- (4) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（例えば管理棟）を設けることができること。
- (5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと。
 - 1) 事故が発生したとき、宿泊者専用区域（客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ。）に無断侵入するものがあるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。
 - 2) (略) 宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。
 - ① 営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。
 - ② (省略)
 - 3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

V 宿泊者名簿

- 4 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下 1) (略) の要件に該当する ICT を活用した方法等により行うこと。
 - 1) ① 宿泊しようとする者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認でき、② 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。②の方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。
 - 2) (省略)

渋谷区旅館業法施行条例（抜粋）

第 7 条 旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。)第 1 条第 1 項第 8 号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した区規則で定める構造の玄関帳場を設置すること。
(省略)

渋谷区旅館業法施行細則（抜粋）

第13条 条例第7条第1号の区規則で定める玄関帳場の構造は、宿泊者の出入りを確認することができる位置にあり、宿泊者と受付従業員が面接できる構造で視界を妨げる障害物を設置しないものとする。

渋谷区旅館業法施行条例に規定する玄関帳場に係る運用基準

第1条 この基準は、渋谷区旅館業法施行条例（平成24年渋谷区条例第23号）第7条第1号に規定する玄関帳場（以下「玄関帳場」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 次の全ての要件を満たす場合は、玄関帳場を設置しているものとみなす。

- (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため、おおむね10分で職員等が駆けつけることができる体制が整備されていること。
- (2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等を使用して、常時鮮明な画像により、宿泊者の本人確認及び出入りの状況の確認を行うこと。
- (3) 対面その他確実に宿泊者を確認できる方法により鍵の受渡し及び解錠方法の説明を行うこと。
- (4) 対面又は次のいずれの要件にも該当するICTを活用した方法等による宿泊者名簿の記載を可能とする設備を備えること。
 - ア 宿泊者の顔及び旅券が鮮明な画像により確認できること。
 - イ 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。

宿泊者名簿の記載事項

1. 氏名
2. 住所
3. 連絡先
4. 国籍 （日本国内に住所を有しない外国人の場合）
5. 旅券番号 （日本国内に住所を有しない外国人の場合）
6. 年齢
7. 前泊地
8. 行先地
9. 到着日時
10. 出発日時
11. 室名

※1～5については、旅館業法施行規則第4条の2に規定されています。

※6～11については、渋谷区旅館業法施行細則第7条に規定されています。

- ・日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。
なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替してもかまいません。
- ・宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、作成の日から3年間保存すること。
- ・宿泊者名簿を備える場所：旅館業の施設、営業者の事務所

営業従事者名簿の記載事項

1. 氏名
2. 生年月日
3. 住所
4. 従事職種
5. 就業年月日

※ 1 ～ 5 については、渋谷区旅館業法施行細則第 1 2 条に規定されています。

H26. 12. 19 健衛発 1219 第 2 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知抜粋

『旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について』

- ・ 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけること。
- ・ 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えない。
- ・ 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- ・ 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項第 4 号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はないものと解すること。

渋谷区旅館業法施行細則の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋谷区旅館業法施行細則（昭和55年渋谷区規則第28号。以下「細則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の添付書類)

第2条 細則第2条第3項に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 共有名義の自己所有施設（区分所有を除く。）の場合 土地及び建物に係る登記事項証明書並びに建物の所有者全員の使用承諾書

(2) 建物の所有者が申請者と同一であり、その使用権原が申請者にあることが明白な自己所有施設（区分所有を除く。）の場合 土地及び建物に係る登記事項証明書

(3) 賃貸借契約を締結している施設（区分所有を除く。）の場合 土地及び建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写し並びに使用承諾書。ただし、建物の所有者と申請者の間に結ばれた賃貸借契約であって、賃貸借契約書の使用目的や用途に旅館業を営むことが明白である記載がある場合は、使用承諾書の添付は要しない。

(4) 分譲マンションにおいて賃貸借契約を締結している施設の場合 当該施設に係る登記事項証明書、施設所有者の使用承諾書及び共用部分に係る管理組合の使用承諾書。ただし、管理組合が組織されていない分譲マンションである場合は、当該建物に係る規約の写しや総会の議事録等旅館業が営まれた際に宿泊客等が共有部分を使用することについて、当該施設の居住者が認めている旨明記された書類

(5) 分譲マンションにおいて申請者が区分所有者である施設の場合 施設に係る登記事項証明書及び共有部分についての使用承諾書。ただし、管理組合が組織されていない分譲マンションである場合は、当該建物に係る規約の写しや総会の議事録等旅館業が営まれた際に宿泊客等が共有部分を使用することについて、当該施設の居住者が認めている旨明記された書類

(6) 分譲マンションにおける共有部分の施設の場合 施設に係る登記事項証明書（共有部分として登記されているものに限る。）及び当該施設に係る旅館業を営む旨が明記された規約の写し

(7) その他旅館業を営むために必要な権原を証する書類

(使用承諾書)

第3条 前条各号の使用承諾書に記載が必要な項目は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 旅館業を営もうとする施設の所在地

(2) 施設の名称

(3) 旅館業を営もうとする申請者の住所、氏名及び電話番号

(4) 旅館業を営もうとする施設の契約者の住所、氏名及び電話番号

(5) 申請者と契約者の関係

(6) 旅館業を営もうとする施設の所有者又は管理組合が、旅館業に関わる事業実施について当該施設の使用を承諾したことを証明する記載

旅館・ホテル営業 構造設備の基準等

項目	基準等					根拠	
客室	一客室の床面積	寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積の合計で7㎡（寝台を置く客室にあっては9㎡）以上であること				令1-1-1 条7-1-4 細14-1	
	採光窓	睡眠、休憩等の用に供する部屋に採光のため外部に面する窓を設けること				令1-1-3 条7-1-4	
	区画	客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること				条7-1-4	
	階層式寝台 （設ける場合）	各層1名ずつとし、上段と下段との間隔は、おおむね1m以上であること				条7-1-4	
	ガス設備 （設ける場合）	・専用の元栓を設置すること ・ガス管は耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること				条7-1-8	
寝具	・宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること					条7-1-5	
	・寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること					条7-1-6	
浴室	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること					令1-1-4	
	浴室又はシャワー室（脱衣室を含む。）の内部が外から見通せない構造とすること					条7-1-7	
	共同用の浴室又はシャワー室 （設ける場合）	原則として男女別とし、各1箇所以上を有すること 宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること					
	浴槽水を循環させる場合	ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること					
		ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるもの、もしくはろ材の交換が適切に行える構造					
		循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造					
		浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造					
		入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造					
循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造							
換気・照明等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること					令1-1-3	
洗面設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること					令1-1-5	
	洗面設備を付設していない客室がある場合	洗面設備を付設していない客室がある場合、宿泊定員に応じた数の洗面設備を設置					条7-1-10 細16
		洗面設備を付設していない客室の合計定員が20人以下の場合					
		合計定員	数	合計定員	数		
		5人以下	1	11人以上15人以下	3		
		6人以上10人以下	2	16人以上20人以下	4		
		合計定員が21人以上の場合は、20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を4に加算した数					
便所	適当な数の便所を有すること					令1-1-6	
	各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること					条7-1-9	
	便所を付設していない客室がある階	便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、宿泊定員に応じた数の便器を設置					
		便所を付設していない客室の合計定員が20人以下の場合					細15-1-1
		合計定員	数	合計定員	数		
		5人以下	1	11人以上15人以下	3		
		6人以上10人以下	2	16人以上20人以下	4		
		合計定員が21人以上200人以下の場合 20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を4に加算した数					細15-1-2
合計定員が201人以上の場合 200人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を22に加算した数					細15-1-3		
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること					令1-1-2 規4の3	
	宿泊者の利用しやすい位置に設置し、受付等の事務に適した構造					条7-1-1	
	宿泊者の出入りを確認することができる位置にあり、宿泊者と受付従業員が面接できる構造で視界を妨げる障害物を設置しないこと					細13	
ロビー及び食堂 （設ける場合）	宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有すること					条7-1-2	
調理場 （設ける場合）	壁、板その他適当なものにより、他の部屋等から区画されていること					条7-1-3	
	宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること						
	出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること						
	十分な能力の換気設備を有すること						
見通し	設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室等の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること					令1-1-7	
宿泊者名簿	正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成日から3年間保存すること 旅館業の施設、営業者の事務所に宿泊者名簿を備えること 記載事項：宿泊者の氏名、住所、職業、年齢、前泊地、先行地、到着日時、出発日時、室名（宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号）					法6-1 規4の2 細7	
その他	善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと					令3-1-1, 2	

旅館・ホテル営業 宿泊者の衛生に必要な措置等の基準

項目	基準等		根拠
客室	定員	一客室の有効部分（寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積の合計）の面積が1.5㎡（階層式寝台を設けない場合にあっては3㎡）につき1人	条4-1-5 細8
	ガス設備 （設ける場合）	・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと ・ 元栓は各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと	条4-1-6
寝具	・ 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること ・ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること		条4-1-4
浴室	・ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること ・ 浴槽は、一日一回以上換水し、清掃すること。 ・ 共同用の浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと		条4-1-7 細10 細11
	貯湯槽を使用する場合	貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、清掃及び消毒を1年に1回以上行うこと	
		貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと	
	浴槽水を循環させる場合	ろ過器は、逆洗浄等を1年に1回以上行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと	
		浴槽水を循環させるための配管は、内部の消毒を1週間に1回以上行うこと	
		集毛器は、清掃を毎日行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること	
		浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1Lにつき0.4mg以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること	
		浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること	
清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること			
換気・照明等	換気	・ 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと ・ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと	条4-1-1
	照明設備	定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること	条4-1-2
洗面設備	洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること		条4-1-8
便所	便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること		条4-1-10
管理者	条第4条1から10号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業の施設ごとに、管理者を置くこと ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業の施設については、この限りでない		条4-1-11
その他	客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと		条4-1-3
	客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること		条4-1-9

旅館・ホテル営業 営業者の遵守事項

項目	基準等	根拠
客室	客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと	条6-1-2
施設名称	施設の入り口には、当該施設の名称を表示しておくこと	条6-1-1
営業者 従事者名簿	営業の施設には、営業従事者名簿を備え付けること 記載事項：氏名、生年月日、住所、従事職種、就業年月日	条6-1-3 細12
その他	営業者は、宿泊に関し、宿泊者が性的指向、性自認等を理由として、宿泊拒否等の不利益を受けることがないよう留意しなければならない。	条6-2

根拠法令

旅館業法（法）・旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）・渋谷区旅館業法施行条例（条）・渋谷区旅館業法施行細則（細）

簡易宿所営業 構造設備基準等

項目	基準等					根拠	
客室	一客室の床面積	寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積の合計で3㎡以上であること				条8-1-1 細14	
	客室の延床面積	33㎡ ² （法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には3.3㎡ ² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること				令1-2-1 条8-1-2	
	採光窓	睡眠、休憩の用に供する部屋に採光のため外部に面する窓を設けること				令1-2-3 条7-1-4 条8-3	
	階層式寝台 （設ける場合）	各層1名ずつとし、上段と下段との間隔は、おおむね1m以上であること				令1-2-2 条8-1-3	
	多人数で共用しない客室	多人数で共用しない客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の二分の一未満とすること				条8-1-4	
	ガス設備 （設ける場合）	・専用の元栓を設置すること ・ガス管は耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること				条7-1-8 条8-3	
	多人数で共用する客室内の浴槽、便所及び洗面所は、各々を独立して設置すること					条8-1-7	
寝具	・宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること					条7-1-5 条7-1-6 条8-3	
	・寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること						
浴室	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること					令1-2-4	
	浴室又はシャワー室（脱衣室を含む。）の内部が外から見通せない構造とすること						
	共同用の浴室又はシャワー室 （設ける場合）	原則として男女別とし、各1箇所以上を有すること 宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること					
	浴槽水を循環させる場合	ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること				条7-1-7 条8-3	
		ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるもの、もしくはろ材の交換が適切に行える構造					
		循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造					
		浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造					
入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造							
循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造							
換気・照明等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること					令1-2-3	
洗面設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること					令1-2-5	
	洗面設備を付設していない客室がある場合	洗面設備を付設していない客室がある場合、宿泊定員に応じた数の洗面設備を設置					条7-1-10 条8-3 細16
		洗面設備を付設していない客室の合計定員が20人以下の場合					
		合計定員	数	合計定員	数		
		5人以下	1	11人以上15人以下	3		
		6人以上10人以下	2	16人以上20人以下	4		
合計定員が21人以上の場合は、20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を4に加算した数							
便所	適当な数の便所を有すること					令1-2-6	
	各階に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること						
	便所を付設していない客室がある階	多人数で共用する客室又は便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、区規則（細）で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置					条8-1-6
		便所を付設していない客室の合計定員が20人以下の場合					細15-1-1
		合計定員	数	合計定員	数		
		5人以下	1	11人以上15人以下	3		
		6人以上10人以下	2	16人以上20人以下	4		
		合計定員が21人以上200人以下の場合 20人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を4に加算した数					細15-1-2
合計定員が201人以上の場合 200人を超えて20人（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を22に加算した数					細15-1-3		
玄関帳場	宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した玄関帳場その他これに類する設備を有すること					条8-1-5	
調理場 （設ける場合）	壁、板その他適当なものにより、他の部屋等から区画されていること					条7-1-3 条8-2	
	宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること						
	出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防そ設備を設けること						
	十分な能力の換気設備を有すること						
宿泊者名簿	旅館業の施設、営業者の事務所に宿泊者名簿を備えること 記載事項：宿泊者の氏名、住所、職業、年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名（宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号）					法6 規4の2 細7	
その他	善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと					令3-1-1, 2	

根拠法令

旅館業法（法）・旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）・渋谷区旅館業法施行条例（条）・渋谷区旅館業法施行細則（細）

簡易宿所営業 宿泊者の衛生に必要な措置等の基準

項目	基準等		根拠
客室	定員	一客室の有効部分（寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積の合計）の面積が1.5㎡（階層式寝台を設けない場合にあっては3㎡）につき1人	条4-1-5 細8
	ガス設備 (設ける場合)	・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと ・ 元栓は各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと	条4-1-6
寝具	・ 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること ・ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること		条4-1-4
浴室	・ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること ・ 浴槽は、一日一回以上換水し、清掃すること。 ・ 共同用の浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと		条4-1-7 細10 細11
	貯湯槽を使用する場合	貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、清掃及び消毒を1年に1回以上行うこと	
		貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと	
	浴槽水を循環させる場合	ろ過器は、逆洗浄等を1年に1回以上行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと	
		浴槽水を循環させるための配管は、内部の消毒を1週間に1回以上行うこと	
		集毛器は、清掃を毎日行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること	
		浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1Lにつき0.4mg以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること	
		浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること	
清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること			
換気・照明等	換気	・ 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと ・ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと	条4-1-1
	照明設備	定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること	条4-1-2
洗面設備	洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること		条4-1-8
便所	便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること		条4-1-10
管理者	条第4条1から10号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業の施設ごとに、管理者を置くこと ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業の施設については、この限りでない		条4-1-11
その他	客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと		条4-1-3
	客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること		条4-1-9

簡易宿所営業 営業者の遵守事項

項目	基準等	根拠
客室	客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと	条6-1-2
施設名称	施設の入り口には、当該施設の名称を表示しておくこと	条6-1-1
営業者 従事者名簿	営業の施設には、営業従事者名簿を備え付けること 記載事項：氏名、生年月日、住所、従事職種、就業年月日	条6-1-3 細12
その他	営業者は、宿泊に関し、宿泊者が性的指向、性自認等を理由として、宿泊拒否等の不利益を受けることがないように留意しなければならない。	条6-2

根拠法令

旅館業法（法）・旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（規）・渋谷区旅館業法施行条例（条）・渋谷区旅館業法施行細則（細）